

令和3年5月28日

日本赤十字九州国際看護大学  
学生、教職員 各位

## 新型コロナウイルス感染症防止のための今後の本学の行動指針について

福岡県では5月12日から緊急事態宣言が発令され今月末に期限を迎える宣言について、感染状況は県内全域で高い水準で医療提供体制は非常に深刻な状況であること、変異株で早期のリバウンドも懸念されることから延長を政府に要請されました。

本学の行動指針については、5月17日から5月30日までは全ての行動指針を「制限（中）」とし、この間に、学内における感染症対策の見直しと学生への感染教育の実施、授業形態および時間割の変更を行いました。

そこで、文部科学省より自治体の要請等を踏まえながら面接授業と遠隔授業を効果的に活用する等、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るよう要請されたこと、学生の実習・演習の機会を何としても確保することを最優先と考え、感染予防対策の強化を前提とし、**5月31日（月）から「授業」「教職員勤務体制」については行動指針区分2制限（小）相当の制限とします。**

現在、福岡での感染は、若年層への感染率や重症化リスクが高いとされる「変異株」が主となっています。今まで以上に感染予防及び感染拡大防止を図るため、「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」「身体的距離の確保」「三つの密を避ける」等の基本的な感染防止対策の徹底、健康管理の徹底について、皆さんには、従来よりも更に厳重な感染防止、ご理解とご協力をお願いします。

### 1. 各行動について

#### (1) 学生の大学構内立ち入り

実習・演習等を除く不要不急な大学構内への立ち入りを自粛するよう要請します。

ただし、以下に該当する場合は事前予約制としたうえで、立ち入りの一部緩和を行います。

※問い合わせ先：①は学務課へ電話（0940-35-7047）

②③④は担当教員へメール

- ① オンライン授業の受講にあたり、ネットワーク環境や機器に支障が生じ学修の継続が困難な場合
- ② 卒業・修了年次の学生で就職活動や卒業研究・修士論文作成など教職員への学内での相談等が必要な場合
- ③ 学習上、教員の対面指導を求める場合、あるいは教員が必要と判断し学生が同意した場合
- ④ 大学院生で指導教員が許可した場合

## (2) 授業

5月11日(火)に学生ポータルで周知しました「授業形態の変更」に基づき、留意事項などをあらためて確認ください。

なお、前期時間割については一部変更がありますので、あらためてポータルで通知します。

## (3) 学生の課外活動

アルバイトを含む一切の活動を禁止します。

## (4) 教職員の勤務体制

感染拡大防止に最大限の配慮をしつつ、学内の教育研究活動が一定程度実施される状況を踏まえ、時差出勤と業務の性質上可能な業務は在宅勤務を推奨します。

委員会の開催方法については、審議事項等に応じ各委員会に一任します。

## (5) その他

以下のことを厳守ください。

- ① 感染の疑い、濃厚接触の疑いがある場合、あるいは同居人に同様の疑いがある場合は、最寄りの受診・相談センターに問い合わせてください。また、咳や発熱などの症状がある場合は医療機関へ電話連絡してください。

その後、速やかに大学 ([jrchoken@jrckicn.ac.jp](mailto:jrchoken@jrckicn.ac.jp)) に連絡ください。

- ② 不要不急の外出は自粛すること。
- ③ 集団での旅行、宿泊は原則自粛すること。
- ④ マスクを外した状態では、他者との近距離での会話や食事は行わないこと。  
特に、飲食時について、会話を控え、飲食後の会話はマスク着用を厳守すること。(黙食)
- ⑤ 都道府県をまたぐ出張については、その地域の感染状況を十分に踏まえ、出張は慎重に行うこと。なお、出張の際も、感染防止策を徹底すること。
- ⑥ 海外渡航については、外務省の感染症危険情報に基づき判断し、必ず事前に申請・届を提出すること。
- ⑦ 健康管理表または健康管理アプリ(健康日記)による自己管理を徹底し、感染拡大防止に関する基本的な対策の1に該当する症状がある場合は登校・出勤しないこと。
- ⑧ 公共交通機関を利用する場合は、移動にかかる時間を可能な限り短縮し、「3つの密」を回避するよう努めること。